

秘密法廃止！共謀罪 NO！監視社会反対！
4・6「12・6 4・6を忘れない6日行動」

許すなスパイ防止法 国家情報会議設置法案を批判する



2026年4月6日
参議院B107

改憲対策法律家6団体連絡会事務局長
弁護士 大江 京子

高市政権の狙う スパイ防止法の全体像

自民・維新の連立合意書(2025年10月)

スパイ防止法の段階的整備 方針

①26年度特別国会で内閣情報調査室および内閣情報官を格上げし、「**国家情報局**」および「**国家情報局長**」を創設する。「国家情報局」および「国家情報局長」を「国家安全保障局」および「国家安全保障局長」と同格とする。現在の「内閣情報会議」を発展的に解消し、「**国家情報会議**」を設置する法律を制定する。

②26年夏有識者会議設置・・・**スパイ防止関連法制**(基本法・外国代理人登録法、ロビー活動公開法等)検討。速やかに(26年臨時国会で?)法案を成立させる。

③27年度末までに独立した**対外情報庁**(仮称)を創設。情報要員を組織的に養成するため、インテリジェンス・コミュニティ横断的な情報要員(インテリジェンス・オフィサー)養成機関(**スパイ養成機関**)を創設

高市政権の狙うスパイ防止法の全体像

I 各国家機関がこれまで違法合法手段により収集保有する膨大な個人情報(及び今後収集する情報)を、政府に一元的に集積してプロファイリングの上、政権に不都合な人間や団体を黙らせるために利用する仕組みの整備 ⇒26年特別国会で「国家情報会議設置」法

II スパイ防止名目の新たな市民監視制度・治安立法の創設 ⇒26年夏有識者会議 基本法・外国代理人登録法、ロビー活動公開法等を検討して速やかに成立させる

III 日本版CIA(対外情報庁)の創設とスパイ養成制度の創設 ⇒27年度末までに

自民2026年衆議院選挙公約 と第2次高市政権の施政方針

○国家インテリジェンス機能を抜本的に強化します。国家情報会議設置法(仮称)を早期に成立させ、官邸直属の国家情報局を創設します。

○対外情報機関を設置します。他国からの不当な介入を阻止するため、外国代理人登録法等の関連法制を整えます。

(施政方針演説)

「(国論を二分する)重要な政策転換を、何としてもやり抜いていけと国民のみなさまから、力強く背中を押していただいた」

□情報(諜報)機関の司令塔「国家情報会議」(国家情報局)創設とスパイ関連法制の制定

□安保3文書の改定前倒し 武器輸出の5類型撤廃

□憲法9条の改憲

日本維新の会のスパイ防止法政策

米国の CIA のような「インテリジェンス」機関を創設するとともに、諸外国並のスパイ防止法を制定し情報安全保障を強化すること

現行の経済安全保障法制の実効性を担保するため、わが党が提出した経済安保実行化法案に盛り込んだ罰則の適用や実施能力の強化等、具体的な措置の拡充を行います。

防衛施設周辺や国境離島の土地等が外国人・外国企業に購入され、我が国の安全保障を脅かす事態が生じていることに鑑み、国家安全保障上重要な土地等の取引等については厳格に規制を強化します。

参政党は中心政策にスパイ防止法



神谷代表

極端な思想の人たちを洗い出

参政党の神谷宗幣代表は、昨年7月14日、松山市での参院選の街頭演説で、政治家・官僚・公務員・法律家・メディアの一部の人たちなど社会の中枢に入っている極左の考え方を持った人たちについて、これを洗い出して、極端な思想の人たちは辞めてもらわないといけない。これを洗い出すのが、スパイ防止法です。」と発言。

市民団体等の思想調査が必要

(2026年4月1日 梅村議員参議院沖縄委員会 琉球新報)

大会の開催を求める（左から）宮城一郎氏、新田宣明氏、渡瀬敦直久氏、一日、那覇市泉崎

元南城市長の瑞慶亮氏 3度目だった。中川議長は「普段は基調問題や安全保障など県

な意見が出ていたが「（海上保安庁などの調査が進む中）われわれが

市民団体の思想国調査を

参院委 参政・梅村氏が提案

球新報 令和8年4月2日(木)

【東京】名護市辺野古沖で小型船舶が転覆し、県外から平和学習で訪れた、同志社国際高校（京都）の生徒を含む2人が亡くなった事故を巡り、参政党の梅村みずほ参院議員は1日の参院沖北委で「市民団体、民泊、美術館」などの思想を国が調査し、平和学習を予定する学校に情報提供することを提案した。早内の基地反対運動に関し「過激な活動をされる方が多いのは沖縄の特殊事情」との持論も展開した。

辺野古事故受け 民泊・美術館も

梅村氏は、事故に遭った船が普段は名護市辺野古の新基地建设への抗議に使われていたことに触れつつ「どのような市民団体、民泊、美術館、その他がどういふふうにつながって活動しているのかを、沖縄担当大臣の下で調べる」とはできないか」と述べた。さらに平和学習で訪れる学校側が「そういった思想を持っている民泊が、どこなのか知る由もない」などとし、「児童生徒の安全性確保ならびに、学校教育における政治的中立性に資する」ためとして、平和学習をしている学校に、国側が民泊などの情報を提供することに言及した。個人や事業者の思

を求めた形だ。梅村氏は、高校側に対して「学校教育における政治的中立性に対する意識が脆弱だったと言わざ

論理の飛躍 事実検証を

今回の転覆事故は安全管理が適切ではなく問題があったのは確かだが、同じ教員として心が痛い。国会議員として問題を指摘するのはあるべき姿と言える。しかし事故とは関係ない民泊を「思想を持っている民泊」と発言した。論理の飛躍だ。参政党は根拠のないネットレベルの不確かな情報を主張することが少なくない。今回の発言も、事実を踏まえて言ったのか検証するべきだ。

飯島 滋明氏 (名古屋学院大教授)

切ではない問題があったのは確かだが、特定の政党を支持しているものではない。第14条に反していると言えない。参政党は不幸な事故を口実に、平和教育や平和運動を萎縮させているように見える。安全管理の問題は検証する必要があるが、平和教育とは切り離して考えるべきだ。

識者談話



今回の事故に遭った高校が教育基本法第14条に抵触しているのではないかと発言し

(憲法学・平和学)

そもそもスパイ防止法 とはどんな法律なのか

そもそもスパイ防止法とはどんな法律か

スパイ防止法とは、一般に、外国勢力(日本国籍者を含む)による日本国内での諜報活動(=国家機密の探知活動=スパイ活動)を犯罪として処罰する法をいう。

諜報とは、相手の情勢などを密かに探って味方に知らせる行為、あるいは、秘密情報を権利者の許可なく取得する行為を言う。スパイ防止法と国家機密(秘密)保護法は、呼び方の違いだが、前者は秘密を探る人間(スパイ)に焦点を当て、後者は、国会機密に焦点を当てている。

インテリジェンス(intelligence) もともとは、知性、知能を意味する名詞。20世紀以降、軍事や外交の分野で「諜報機関」、「諜報」の意味で使われるようになった。

スパイ防止法を考える際のポイント

○スパイ防止法の対象となるのは、外国政府や外国人に限られず、日本国民、一般市民も対象となる。「スパイ」でなくても、国家機関(警察など)から「スパイの容疑」をかけられれば、容易に逃れられない(冤罪を証明することが難しい)。

○言論弾圧、政府批判封じの手段に悪用される危険性(本質的には国内向けの治安立法の性質をもつ。)

○国家機密(秘密)の指定は、国民の知る権利(憲法21条)を制限し、民主主義の土台を切り崩す危険性を持つ。

○スパイ防止法は戦争のための法律

諜報活動(スパイ活動)とは、「敵」から密かに情報入手し、「味方」に渡すこと。「敵」と「味方」の存在。「分断」が本質。スパイ防止法は仮想敵国を想定する。諜報活動は、戦争を優位に運ぶ、自国の覇権を維持する、あるいは敵国の政体を転覆させたり、弱体化させることを目的に行われる。

強力な治安機関が治安立法を手にした国家の行く末 戦前の歴史の教訓

戦前、戦中、治安維持法、軍機保護法、要塞地帯法など数多くの治安立法と特別高等警察や憲兵などの治安維持機関、隣組等の民間組織により、国民市民は監視され、言論が封じられて無謀な帝国主義戦争を遂行し、自国民310万人、アジアの人々を中心に外国人2000万人以上が犠牲となった。

治安維持法 1925年制定 「国体を変革し又はは私有財産制を否認することを目的として結社を組織し又は情を知りてこれに加入したる者は10年以下の懲役または禁錮に処す」(1条)「協議」「扇動」「未遂」も処罰

1928年 緊急勅令により改正 最高刑が死刑・無期。「結社目的遂行罪」新設。取り締まり対象が飛躍的に拡大。公判の公開停止。裁判闘争も封じられた。

1941年改正 「準備結社」「支援結社」の罪、「国体を否定し又は皇室の尊厳を冒瀆する」ことを目的とする結社の罪が新設。予防拘禁制度の創設。

戦前の教訓から私たちは何を学ぶか

治安維持法の立法者は、「労働者が自己の地位を向上させるために労働運動をすることは何ら差支えない」と説明。しかし、共産党との関係を口実にして労働組合は取り締まりの対象となった。やがて自由主義的・民主主義的団体も、「国体変革」「私有財産制の否定」を目的とする等と解釈されて弾圧されていく。労働組合も、1930年以降は労働者の教育・研究活動や機関紙拡大の会議も実行協議罪（治維法2条）で処罰され、もはや実質的な労働運動は不可能となる。労働組合は1940年2月までにすべて自発的に解散させられる。

スパイ防止法は、最初には市民の思想自体を取り締まる建て付けではなくても、やがて政府の恣意的な拡大解釈・適用により、市民の「思想」「自由」が制限されて、ファシズムや戦争に反対する自由主義的運動も不可能になることを、歴史は教えている。

宮沢レーン事件：大学の実習旅行で見聞きしたことを外国教師に話したことがスパイ行為、軍機漏洩とされた

宮澤さんは日米開戦当日の**1941年12月8日**に、他の数百人の**軍機保護法違反事件**とともに、**逮捕された**。

北海道帝国大学工学部2年生だった宮澤さんは、北大予科で英語の教えを受け、交流のあった外国人講師ハロルド・レーン及びその妻ポーリン・レーン(いずれも米国人)との雑談の中で、樺太に大学の实習に行った際や私的に旅行した際に見聞したことなどを話したことが、「軍事上の秘密を探知収集し、かつ漏えいした」罪(法4条2項)を犯したとされた。

宮澤さんは、特高警察の手により「逆さ吊り」の拷問を伴う激しい取り調べを受け、1942年12月に札幌地方裁判所は懲役15年の判決を宣告し、1943年5月、上告棄却により確定した。



イタリア人のマライーニ氏と

スパイ防止法の内容

- 1 国家情報会議設置法
- 2 外国代理人制度ほか
- 3 対外情報庁(日本版CIA)

国家情報会議設置法案 第2条設置

2026年3月13日閣議決定「国家情報会議設置法」

第2条(抄)設置

重要情報活動(安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営(「重要国政運営」)に資する情報の収集調査に係る活動)及び**外国情報活動への対処**(公になつていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動(これと一体として行われる不正な活動を含む。)であつて、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)の利益を凶る目的で行われるものへの対処をいう。)に関する重要事項を**調査審議する機関**として、内閣に、国家情報会議(以下「会議」という。)を置く。

国家情報会議設置法案 第3条所掌事務第4条組織

1 設置及び所掌事務

- 内閣に、重要情報活動及び外国情報活動への対処（影響工作への対処を含む。）に関する重要事項を調査審議する機関として、国家情報会議を置く。

| | 重要情報活動 | 外国情報活動への対処 |
|--------|---|-----------------------|
| 調査審議事項 | ①重要情報活動に関する基本的な方針 ・ 関係行政機関における活動の重点 ・ 関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項 ・ 情報収集衛星の開発及び運用に関する重要事項 | ②外国情報活動への対処に関する基本的な方針 |
| | ③重要情報活動の推進及び外国情報活動への対処に際し、配慮すべき内外の情勢についての基本的な認識及び評価 ④重要情報活動及び外国情報活動への対処に係る特に重要な事案の総合的な分析及び評価 ⑤その他重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する重要事項 | |

2 組織等

| | |
|----|---|
| 議長 | 内閣総理大臣 |
| 議員 | 内閣総理大臣臨時代理、内閣官房長官、金融担当大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣 |

※会議の出席者は、上記を基本としつつ、議長が必要と認める場合は、調査審議事項の性質に応じ増減

国家情報会議設置法案 第12条国家情報局

会議の議長は内閣総理大臣(5条1項)

内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない(7条2項)

会議構成員(であった者)は職務に関して知り得た情を他に漏らしてはならない(8条2項)

会議に関する事務は国家情報局において処理する(12条)

内閣情報調査室および内閣情報官を格上げし、「国家情報局」および「国家情報局長」とする。「国家安全保障局」および「国家安全保障局長」と同格とする。

国家情報会議設置法案の狙い

インテリジェンス機関の一元管理と強化

我が国の国益を守り、国民の安全を確保するために質の高い時宜にかなった情報の収集分析が不可欠。従来は政府内で秘密情報について全体像を把握する組織がなかった。

そこで、政府が保有するあらゆる情報収集手段と情報源を(一元的に管理して)、集めた情報を政府が活用できるようインテリジェンスの司令塔を設置し、権限を強化する。(政府資料「国家情報会議設置法案の概要」より)

各国家機関がこれまで違法合法手段により収集保有する膨大な個人情報(及び今後収集する情報)を、政府に一元的に集積してプロファイリングの上、政権に不都合な人間や団体を黙らせるために利用する仕組みの整備

国家が収集保有する膨大な個人情報

通信傍受法 通信傍受できる範囲は法改正で、令和元年6月1日からは薬物、銃器、殺人、密航の4類型に、組織的な詐欺、窃盗、強盗、傷害、児童ポルノ提供などの一般犯罪にまで拡大され、2024年は19事件・2万1565回の傍受が行われ、対象はすべて携帯電話。通信事業者の立ち会いと封印なく、また、警察の施設での通信傍受を可能とする手続が新たに導入されている。

2025年に成立した能動的サイバー防御法によって内外通信（国内と国外を行き来する通信）は、収集できることになった。収集されない国内通信はわずか6.8パーセント（石川大我議員（立憲）の質問に対する答弁）

国内の当事者間の通信も、そのほとんどが海外のサーバーを経由するので、政府の説明では、海外のサーバーを経由した情報は、国内通信と定義されず、収集の対象とされる。

外国代理人制度

国内で活動する外国の利益を代表する者(外国代理人)政府の所定機関に登録し、活動内容及び資金の出所等を報告する義務を負わせ、それらは公開され、当該義務等に違反した場合の刑罰を定めるもの

外国の利益を代表するとは何を指すのかあいまい。

経済活動や文化交流活動まで幅広く対象とされて、外国人とりわけ中国人と交流があるだけで「スパイ」扱いされる恐れも。プーチンの独裁政権を完成させるにあたり威力を発揮した悪名高い制度。

アメリカも911以降復活したが、批判も強い。

ロビー活動監視法

ロビー活動の透明化と称して、国会及び政府等に対するロビー活動を行う個人団体は政府機関に登録し、活動内容及び資金の出所と報告する義務を負い、これに違反する場合は、刑罰を科す制度

外国人、外国団体に限らない。むしろ、国内の市民活動が標的にされる危険性がある。

ロビー活動がなぜ取り締まりの対象となるのか。お金のない市民・団体が自分たちの考えや政策を国会議員や政府に伝えることは、正当な政治活動として憲法が保障している。

日本は国民主権ではないのか？ 請願権（憲法16条）保障は？

多額の献金で政治を歪める企業献金は何故禁止されないのか。秘書を何百人？と送り込み戦後70年代から自民党に対するロビー活動を繰り返し、支援してきた旧統一協会問題こそ透明化すべきではないのか。

外国通報目的罪

外国通報目的罪の厳罰化

基本法などでが外国通報目的罪(外国利得罪)などを設け、死刑・無期など、現在の秘密保護法(最高で10年の拘禁)を極刑を含めて厳罰化することが考えられる。参政党の案にはこれが明記されている。

国家情報会議設置法2条後段

外国情報活動への対処(公になつていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動(これと一体として行われる不正な活動を含む。)であつて、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。)

セキュリティークリアランス(適性評価制度)拡大

すでに秘密保護法や経済安保秘密保護法で制度化されている情報を扱う公務員や民間人に対するセキュリティークリアランス(適性評価)の対象を広げ、かつ、調査対象に政治信条や活動歴などを加えてくる危険性

参政党の案には「外国による公職の選挙等に不当な影響を及ぼす行為等」を諜報行為として罰則を科すとある。

拡大解釈により政権にとって都合の悪い人間をあぶり出して排除することに利用される懸念がある。戦前戦中に治安維持法で特高や憲兵が一般市民を弾圧をして、反戦の言論を封じ戦争を遂行した手法と同じことなる恐れ

スパイ防止法批判

スパイ防止法制定の必要性はない 日本はスパイ天国ではない(政府答弁)

山本太郎参議院議員の質問主意書に対する政府答弁書

「政府としては、外国情報機関により我が国に対する情報収集活動が行われているとの認識の下、カウンターインテリジェンスに関する機能の強化は重要と認識しており、情報収集・分析体制の充実強化、違法行為の取り締まりの徹底等に取り組んでいるところである。そのため、ご指摘のような『各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動が事実上野放しで抑止力が全くない国家である』とは考えていない。(2025年8月15日)

現在のインテリジェンス機関とスパイ防止法(国家機密法)体系で捕捉できないスパイ事例があるのか、インテリジェンス機関を強化することによって何がどのように改善するのか立法提案者からの説明が必要

日本の主要なインテリジェンス機関

- 内閣官房内閣情報調査室 官邸直属の情報機関
- 防衛省情報本部 電波・画像・公刊情報に基づき軍事、安全保障に関する動向を分析
- 警察庁警備局(公安課、外事課、国際テロリズム対策課)
- 道府県警察警備部(東京都は警視庁公安部)
- 公安調査庁 経済安全保障に関する情報、サイバー攻撃、国際テロ、朝鮮民主主義人民共和国・中国・ロシア等、国内諸団体の諸動向に関する情報の収集分析、得られた情報を政府関係機関に提供している。
- 自衛隊情報保全隊 防衛大臣直轄の部隊 部隊の情報保全業務のための情報の収集整理提供を任務とする。

(以上2026年2月日弁連意見書より)

公安警察や自衛隊の情報保全隊などの情報機関の活動を、独立の立場で監視できる制度こそが必要

名古屋高裁判決(大垣事件令和6年9月13日)では、公権力が、本人の知らないまま、特定の個人する個人情報を、多数収集してこれらを集積し、分析し、保有するなどすれば、当該個人の実際の間像(人物像)とは異なる間像がその中で形成され、これが独り歩きして、部分的情報によって、当該個人に関する虚像が形成され、そのような予断に基づく意思決定がされる恐れがある。誤った個人情報に基づいて誤認逮捕などが起こりうるとしています。

そのほか、司法によって裁かれてたkインテリジェンス機関の犯罪(2026年2月20日日弁連意見書)

日本には諸外国並みG7並みのスパイ防止法 (国家機密保護法)が存在しないという主張に対して

日本には、刑法、公務員法、軍事法のほかに、国家機密保護法制(スパイ防止法)が多数存在する(特に2013年以降、国民監視の治安立法相次いで成立)。この上、スパイ防止法を制定する必要性(立法事実)はない。

刑法…外患誘致罪(81条死刑)外患誘致援助罪(82条死刑または無期もしくは2年以上の懲役(拘禁)同未遂、予備、陰謀罪

公務員法…国家、地方公務員法の守秘義務、そそのかし幫助罪も

軍事法…自衛隊法の守秘義務、安保条約、地位協定に伴う特別刑法、同陰謀、教唆、せん動、日米相互防衛協定秘密保護法、2007年秘密軍事情報保護の日米協定(GSOMIA)

2013年「秘密保護法」(外交・防衛・特定有害活動・テロ) 2021年「デジタル監視法」と「重要土地規制法」 2022年警察庁にサイバー局が設置され、「経済安保法」が成立 2024年「経済秘密保護法」成立 2025年「能動的サイバー攻撃法」「検閲の禁止を解除する法律」が成立

日本には諸外国並みG7並みのスパイ防止法 (国家機密保護法)が存在しないという主張に対して

戦前日本には軍機保護法、国防保安法、治安維持法があったが、敗戦(軍国主義の排除を条件とするポツダム宣言の受諾)に伴い廃止となった。また戦前刑法には、通牒利敵罪、大逆罪、不敬罪、間諜罪が規定されていたが、日本国憲法の公布に伴い、これらの規定は削除された。間諜罪旧刑法85条1項は、「敵国のために間諜をなし、または敵国の間諜を幫助したる者は死刑又は無期若しくは5年以下の懲役に処す」2項は「軍事上の機密を敵国に漏洩したる者また同じ」と規定していた。* 間諜＝スパイのこと

戦争放棄・戦力の不保持を定める日本国憲法にあってはそもそも敵国や軍事、戦争を前提とするこれらの規定は憲法に違反するということが大原則であることを押さえる必要がある。

その他の重要な国家機密は公務員法、不正競争防止法でほぼすべて保護される。

日本のスパイ防止法(国家秘密保護法制) は欧米並みの国際基準を満たさない欠陥法制

日本の情報開示制度は欧米に比べて著しく不十分。秘密保護法は、何が秘密指定かわからない、違憲違法な行為も秘密指定できる、守秘義務を負う公務員だけではなく、教唆・共謀したとの罪でジャーナリスト一般市民も処罰さ、独立の監査機関がなく、国会も裁判所も政府の秘密指定に対して有効な監督を及ぼせない、秘密指定解除の制度も核など、国際法の原則(ツワネ原則)違反する欠陥法

国連自由権規約委員会は、2014年、2022年の審査で
①特定秘密の対象となる情報カテゴリーを明確にする
②国家の安全という抽象的な概念により表現の自由を制約するしてはいけない、③公共の利益に関する情報を流布することにより個人が処罰されないことを保障することと、日本政府に勧告し続けている。

土地規制法は、現代版要塞地帯法

市民を監視し、密告を義務付ける すべての要件があいまい

【法律の概要】①基地など安全保障上の「重要施設」周辺概ね千メートルの区域や「国境離島等」を「注視区域」または「特別注視区域」に指定、②土地・建物の利用状況を調査③重要施設や国境離島等の「機能を阻害する行為」に対し行為の中止または「その他必要な措置」を勧告・命令④特別中止区域内の土地売買について事前届出義務⑤命令に従わない場合は懲役刑や罰金刑

【問題点】①重要施設には基地だけでなく、原発などの発電所、情報通信施設、金融、航空、鉄道、ガス、医療、水道など主要な重要インフラは何でも入る(政令で)②「重要施設」の「機能を阻害する行とは何か不明。基地を眺めているだけでも機能阻害行為になる?③周辺の住民、指定区域に立ち入る市民の活動も監視対象。④重要施設周辺の土地・建物利用者の個人情報収集されて監視される。⑤利用者その他の関係者に情報提供を義務付けている(密告)。

経済秘密保護法 秘密保護法を経済分野に拡大

①【秘密指定】経済安保に関連した広範な情報(重要経済安保情報)を政府が収集し秘密指定(3条)。②【刑罰】この秘密を漏洩したものと取得した第三者を、秘密の重要度に応じて最高刑拘禁10年ないし5年の刑に処す(3条22条)。

③【適性評価】重要経済安保情報を取り扱う企業の従業員や研究者(数十万人といわれる)が、内閣総理大臣のもとに置かれる新たな情報機関によって厳しい適性評価＝身元調査を受ける。評価対象者の家族、同居人の氏名、生年月日、国籍、住所、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、薬物の濫用及び影響に関する事項、精神疾患に関する事項、飲酒についての節度に関する事項、信用状態その他の経済的な状況に関する事項について調査を行うこととされている(12条)。配偶者(事実婚を含む)、父母、子、兄弟姉妹などが調査の対象である。

サイバー攻撃法と通信の秘密

警察(行政警察)又は自衛隊が、サイバー空間を監視して、サイバー攻撃を行う兆候のある相手を先手を打って「無害化」攻撃(先制攻撃)することができるとする法律

警察や自衛隊は、常時(犯罪が起きていなくても)日頃からネット上の膨大な個人情報を含む情報を収集監視できる。通信事業者に情報の提供を要求できる。裁判所の令状は不要。

内内通信(日本国内通信)は対象外とするが外国のプロバイダーを経由すれば収集監視の対象。IPアドレスや日時だけで内容は見ないと政府は答弁するが、あり得ない。

憲法21条2項 「通信の秘密は、これを侵してはならない。」は有名無実となる。

スパイ防止法、国家情報会議は不要である。諸外国並みの人権保障規定を整備し、インテリジェンス機関の犯罪や人権侵害を防止規制することが先決

日本には国家機密保護法制(スパイ防止法)が過剰に存在する。ただし、いずれも欧米並み(国際標準)の人権保障規定を欠く欠陥法制である。この上、あらたにスパイ防止法を制定する必要性(立法事実)はない。

欧米並みというなら、日本も、人権保障規定を欧米並みに整備することが、何より先決のはずである。

また、日本のインテリジェンス機関が違法(犯罪的)に個人情報を取得し、市民の人権侵害を恒常的に行っている実態こそが問題である。警察その他の情報機関の違法な情報収集活動を禁止し厳格な規制を設けること、第三者機関による監視制度を設けることこそが必要である。

日本版CIAを作りスパイを養成すべき(情報戦に備えよ)との主張に対して

日本維新の会「インテリジェンス改革及びスパイ防止法の策定に関する中間論点整理」)

現在、内閣情報調査官がのインテリジェンスを統括する。しかし、警察を中心とする平時の治安・防災対策が主で、有事の戦争関連情報を収集分析する能力は不十分。そこで、軍事部門のインテリジェンス機能を強化する。戦争に備える。

情報戦 味方の情報及び情報システムを防護し、かつ敵のそれを攻撃・攪乱・妨害する敵味方相互の情報活動。米空軍の定義によれば、攻勢的な対情報活動は電子戦、心理戦、軍事的欺瞞などの活動を総合したもので段階的に発展するもの。偽情報やプロパガンダの流布、指揮統制中枢や情報発信源の物理的な破壊、コンピュータ・ウイルスの投入、ハッカーによる不法アクセス、ハッカー・コンピュータ・ウイルスによるデータに対する改竄・破壊もしくは電磁パルスによる物理的破壊と考えられている。(ウイキペディア)

戦争のためのインテリジェンス機関 の創設は憲法違反

確かに、日本は国際的なスパイ活動要員はアメリカなどと比べて少なく(警視庁公安部外事課、公安調査庁第2部、外務省の国際テロ情報ユニット、自衛隊の秘密組織「別班」など)、また、CIAのような国際諜報機関は存在しない。何故か？日本国憲法があるから。

アメリカに不都合な政権の転覆や弱体化を図り、謀略により戦争をしかけてきたCIAや、独裁政権の手先として人権弾圧を繰り返したかつての韓国のKCIAのようなおぞましい機関を、平和主義(前文)、戦争放棄(9条)、国際協調主義(前文、98条2項)、基本的人権の尊重を掲げる日本国憲法下で創設することは許されないし、その必要性もない。

まとめ

憲法の保障する自由と人権、中でも個人の尊厳の核心である思想・信条の自由を脅かし、民主制の基盤である表現の自由、報道の自由、国民の知る権利を侵害し、平和主義を破壊して日本を戦争できる国にするスパイ防止法の制定を、絶対に阻止しましょう。

スパイ防止法と市民生活への影響

国民を沈黙させて市民社会を窒息させる、疑心暗鬼と密告の社会に変える

スパイ防止法は、外国(中国など)のスパイ活動を規制する法律だから必要だ。自分には関係ない。と思ったら大間違い！

スパイ防止法はむしろ普通の人がある日突然「極左」「非国民」「スパイ」などと烙印を押されて社会から排除される仕組みが埋め込まれているし、それが真の狙いとしてもよい。

基地周辺などにおける写真撮影や写生まで厳罰の対象とした軍機保護法(1941年)、要塞地帯法(明治32年)や治安維持法(1925年)と狙いは同じ。中国人と友達というだけで「スパイ」扱いされかねない。

市民と市民団体、労働組合、ジャーナリスト、弁護士、研究者に対する萎縮効果は計り知れない。戦前のように、日本社会を沈黙の支配する「物を言えない社会」へと変えてしまう。戦争や国家の安全保障に関する情報を秘密にして、国民は何も知らない、何も言えないことになって、戦争に向かう政策を補強する。

ナチスが私を攻撃した時、私のために声を挙げる人は一人も残っていなかった(マルティン・ニーメラー)

治安維持法の対象は、最初は共産党(員)。しかし、次第にその外郭団体から労働組合、宗教団体、在日朝鮮人、自由主義的サークル、学術団体、弁護士、文学・芸術家、知識人、ジャーナリストと拡大され、「普通の市民の普通の生活」が処罰対象となった。

治安維持補法の「国体」「目的遂行」などあいまいな概念は特高や思想検事の思うままに解釈濫用され、裁判所も検事の言いなりで人権弾圧に積極的に加担した。

1928年から1945年5月までの日本国内の治安維持法での検挙件数は約6万8000件(1034年までが最大、逮捕されてその後釈放された者を含まない)。植民地の朝鮮、台湾、傀儡国家の満州では国内以上に苛烈に適用され、日本の支配に抵抗する多くの民衆を弾圧し命をも奪ってきた。戦後も韓国や台湾で1980年代90年代まで続いた独裁政権下で、治安維持法が「国家保安法」などに形を変えて、多くの無辜の市民が「北のスパイ」「大陸のスパイ」などとされて検挙され弾圧されてきた(世界2026年2御家「在日留学生捏造スパイ事件半世紀の旅」ほか参照)

スパイ防止法は戦争するための法律

2022年12月の安保3文書改定以後驚くべきスピードで中国との戦争準備が進む。高市政権は、防衛費2%を前倒しし、今年、安保3文書をさらに改定して、国民生活を犠牲にして防衛費を増大し、核の持ち込みや武器輸出の全面解禁を狙っています。

しかし、どんなに軍事費を増大し敵国を攻撃する兵器を持ち、軍事基地日本中に作り、アメリカと共同軍事作戦計画のもとで軍事訓練を繰り返しても、それだけでは、まだ戦争をすることはできません。

戦争をするためには、冷静な意見を言う人や事実を伝える報道が邪魔。戦争をするためには、自由主義的、民主主義的な団体や、政府に異を唱えたり、戦争に反対するような人間をあぶり出し排除して黙らせる装置が必要。スパイ防止法は、そのための法律、戦争をするための法律です。

憲法の保障する自由と人権、中でも個人の尊厳の核心である思想・信条の自由を脅かし、民主制の基盤である表現の自由、報道の自由、国民の知る権利を侵害し、平和主義を破壊して日本を戦争できる国にするスパイ防止法の制定を、絶対に阻止しましょう。